

倉敷市幼稚園等(1号認定)保育料月額表

単位：円

各月初日の入所児童世帯の階層区分		保育料 (月額)	預かり保育利用料 (公立)		
階層区分	定義		月額 (上限)	日額	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯		0	0	
B	A階層を除き、 市町村民税額が 次に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	0 (無料)	1,800	450
C 1		均等割額のみ (所得割額のない世帯)		4,300	450
C 2		所得割額が 77,100円以下		6,800	450
C 3		77,101円以上 211,200円以下		6,800	450
C 4		211,201円以上		6,800	450

※ 預かり保育利用料(公立)は、おやつ代を含みます。

※ 就労等により、預かり保育の利用料を無料とするための認定を受けている場合も、おやつ代は利用者の負担となります。

※ 公立認定こども園で、長期休業日等給食のない日に預かり保育を利用した場合は、給食費が別途必要となります。

※ 公立認定こども園及び公立幼稚園の預かり保育は、利用する前月25日までに申込みが必要です。

※ 私立認定こども園及び私立幼稚園の預かり保育利用料(利用限度)は各施設にお問い合わせください。